

○学内動物実験施設及び実験室に関する内規

(平成 22 年 4 月 1 日)

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 本内規は、武蔵野大学動物実験等に関する規程（以下「規程」という。）第 16 条に基づき、本学で計画、実施される動物実験等を適正に行なうために必要な事項について定める。

(適用範囲)

第 2 条 本内規は、動物実験等を実施する全ての実験施設及び実験室においてに適用される。

(定義)

第 3 条 本内規に用いる用語の定義は、規程第 3 条を準用する。

(動物実験施設の要件)

第 4 条 動物実験施設は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること
- (2) 動物種、飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること
- (6) 実験動物管理者が置かれていること

(実験室の要件)

第 5 条 実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること
- (2) 排泄物、血液等による汚染に対して清掃及び消毒が容易な構造であること
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること

(施設等の維持管理及び改善)

第 6 条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び 改善に努めなければならない。

(施設等の認定廃止)

第 7 条 管理者は、施設等の認定を廃止する場合は、所定の動物実験室廃止届を学長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、管理者は、必要に応じて、責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の実験施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(改廃)

第 8 条 この内規の改廃は、委員会の意見を聞き、学部長会議の議を経て学長が行う

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (第 1 条、第 7 条改正)

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。